

2018年4月

債権法改正(2) 保証契約について

弁護士 井出ゆり／早川晃司

前回のニュースレターに続き、事業再生に関連する債権法改正の内容についてご紹介します。

今回のテーマは保証契約です。個人による保証契約については、従前より、経営者等の個人が負担する保証債務が過大となること、早期の事業再生の妨げとなったり、個人保証人の生活を破たんさせるという問題があったため、平成16年の民法改正をはじめとして様々な手当てがなされてきました。今般の債権法改正においても、個人保証が取引上の信用補完の手段として重要な意義を有することを踏まえつつ、個人保証の弊害をどのように防止・除去するかということが重要な課題とされています。

1. 債権法改正以前の主な保証人保護の枠組み

平成16年の民法改正では、書面によらない保証契約を無効とするとともに(民法446条2項)、融資に関する根保証契約で保証人が個人であるもの(貸金等根保証契約)については、極度額の定めのない根保証契約が無効とされました(民法465条の2第2項)。

また、平成25年12月には、日本商工会議所及び全国銀行協会を事務局とする研究会によって「経営者保証に関するガイドライン」が制定され、経営者保証に依存しない融資の促進、経営者保証の契約時における丁寧かつ具体的な説明の実施、保証債務の整理時における保証人の生活再建のための一定の残存資産の範囲等について定めることにより、経営者保証の弊害の防止・除去が図られています。経営者保証ガイドラインは、主債務者である会社の法的整理や私的整理に伴って経営者の保証債務を整理するにあたって幅広く活用され、経営者保証人の保護の一助となっています。

2. 債権法改正により新たに導入される保証人保護

(1) 個人の第三者保証における「保証意思宣明公正証書」作成の必要性

経営者等以外の第三者である個人が、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約等を締結する場合には、契約締結に先だて、その締結の日の前1か月以内に作成された公正証書で、保証人になろうとする当該個人が、保証債務を履行する意思を表示しなければ、保証契約は無効となります。

(改正民法465条の6第1項・3項)。このような公正証書は、「保証意思宣明公正証書」と呼ばれていません。

保証意思宣明公正証書が必要となる保証人には、主たる債務者の役員やこれらに準ずる者(改正民法465条の9第1号)、支配株主等(同第2号)、主たる債務者と共同して事業を行う者(同第3号)などは含まれないので、保護の対象は、第三者保証に限定されます。この点において、経営者保証ガイドラインとは保護の対象が異なっています。

保証意思宣明公正証書が必要となる主たる債務は、事業のために負担した貸金等債務に限定されますが、債権者からすると、事業のための貸金であるかどうか不明な場合、保証が無効とならないように念のため公正証書を作成すべきか?という問題を生じることとなります。

全国的に見れば公証役場の数が極めて限られている地域もあり、公正証書作成の負担は重いので、保証意思宣明公正証書による保証意思確認の制度が導入されることにより、個人による第三者保証の利用自体が抑止されることが見込まれます。他方、現在、事業用の貸付に際して、経営者以外の第三者の個人の保証を得ることは、一部の商品を除いて例外的な扱いとなっていると思われまますので、これが直ちに、金融実務に重大な影響を与えるとまではいえないと考えられます(主要行等向けの総合的な監督指針(平成29年6月)Ⅲ-10及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(平成28年6月)Ⅱ-11参照)。

(2) 保証人に対する情報提供義務

また、改正民法は、①契約締結段階、②保証債務履行前の段階、③期限の利益喪失段階のそれぞれにおいて、保証人に対する情報提供義務を定めています。

① 契約締結段階の情報提供義務:主債務者による情報提供

主たる債務者は、個人の保証人に対して、事業性の債務の保証を委託するにあたり、①財産及び収支の状況、②主たる債務以外に負担している債務の有無、金額及び履行状況、並びに③主たる債務の担保の有無やその内容について情報提供をしなければならないとされています(改正民法465条の10第1項・3項)。保証人は主たる債務者の経営者の場合であっても例外ではありません。

また、債権者が、主たる債務者が情報提供義務を怠ったことを知り、または知ることができた場合には、保証契約の取り消しが可能とされているため(改正民法465条の10第2項)、債権者としては、主たる債務者が情報提供義務を履行しているかどうかをどのように確認すべきかという点が問題になります。

② 保証債務履行前の段階の情報提供義務:債権者による情報提供

保証契約締結後の段階においては、主債務者の信用状態が悪化しているにもかかわらず、保証人がそのような状況を知る機会もなく、突然に多額の保証債務の履行請求を受けることがあるという問題が指摘されてきました。そのため、改正民法では、主たる債務者から委託を受けて保証をした保証人から請求があったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務の履行状況について情報提供をしなくてはならないとされました(改正民法458条の2)。契約締結時の情報提供義務とは異なり、債権者が情報提供義務を負います。本規定は、事業性の債務に限定されず、保証契約全般について、法人の保証人にも適用があります。

③ 期限の利益喪失段階における情報提供義務:債権者による情報提供

期限の利益を喪失した段階においては、債権者は、個人の保証人に対し、期限の利益喪失を知ったとき

から2ヶ月以内に通知をしなければならず、通知をしなかったときは、現に通知をするまでに生じた遅延損害金を請求できないものとされました(改正民法458条の3第1項・2項)。本規定は、事業性の債務に限定されず、保証契約全般について適用されますが、法人の保証人には適用がありません(改正民法458条の3第3項)。

以上の情報提供義務に関する改正内容を一覧にまとめると、以下のとおりです。

	保証契約締結時 【改正民法465条の10】	主債務履行段階 【改正民法458条の2】	期失段階 【改正民法458条の3】
主債務	事業のために負担する債務	限定なし	限定なし
保証人	保証委託を受けた個人 (経営者であるか否かを問わない)	保証委託を受けた保証人 (法人保証人を含む)	個人 (保証委託は不要)
主体	主債務者から	債権者から	債権者から
時期	保証委託時	保証人による請求から 遅滞なく	期失を知ってから2ヶ月以内
内容	財産及び収支の状況 主債務以外の債務の額・履行状況 他の担保など	主債務の元本・利息・違約 金等の金額、不履行の有 無、弁済期が到来した債 務の額など	主債務が期限の利益を喪失 したこと
違反の効果	保証人による保証契約の取消 (①主たる債務者による不履行、 ②委任を受けた個人による誤認及び 申込み又は承諾の意思表示、 ③①及び②の因果関係、 ④債権者が①を知り又は知りえたこと)	債務不履行一般の効果	期失時から通知までに生じた 遅延損害金について、債権 者による保証履行請求不可

(3)個人根保証に関するルールの整備

前述のとおり、平成16年の民法改正において、貸金等債務についての個人根保証に関して、極度額の定めがなければ契約は無効となる旨の規定が設けられました。しかし、個人根保証人を保護する必要性は、貸金等債務に限定されず、賃貸借や継続的売買契約についても同様であるという問題意識から、改正民法では、個人根保証一般について、極度額の定めのない契約は無効とされています(改正民法465条の2第1項・2項)。

なお、平成16年の民法改正においては、貸金等債務についての個人根保証について、元本の確定期日は契約締結日から5年以内とする旨の上限が設けられていましたが、借地借家法により賃貸借契約の更新拒絶や解約が制限されている賃貸人は長期間にわたって賃貸借を継続しなくてはならないことなどに鑑み、改正民法の下でも、元本の確定期日に関する5年の上限は、引き続き貸金等債務に限定して適用されま
す(改正民法465条の3第1項)。

3. 連帯債務にかかる改正について

前述の個人保証人保護のために設けられた新たな制度のほか、債権法改正では、連帯債務に関する改正に伴って、連帯保証について、いくつかの改正事項があります。

改正民法では、連帯債務に関し、現行民法では絶対効を有する履行の請求、免除、及び消滅時効の完成について、原則として相対効とする改正がなされました(改正民法441条:相対的効力の原則の例外から、履行の請求、免除、及び消滅時効の完成を除外。)。連帯保証についても同様の改正がなされましたので(改正民法458条)、以下のような変更が生じることになります。

(1)履行の請求(債務者に有利な変更)

履行の請求は、期限の定めのない債務を遅滞に付するための効力や、時効の中断効(完成猶予)など、債権者の権利保全にとって必要な効力がありますが、絶対効が失われることにより、連帯保証人に対して履行の請求をしても、主たる債務者との関係では、当然には履行の請求の効力を生じないことになります。但し、当事者間では、履行の請求に絶対効をもたせるため、別途の合意をすることが可能です。

(2)免除、消滅時効の完成(債権者に有利な変更)

他方、債務免除については、絶対効が失われることにより、連帯保証人について免除をしても、債権者はなお主たる債権者に保証債務全額の請求をすることができることとなりました。消滅時効の完成についても同様であり、連帯保証人について消滅時効が完成しても、主たる債務者は、主たる債務について消滅時効が完成しないかぎり、ただちに時効を援用することはできません。

なお、主債務者について生じた事由は、連帯保証人に対して効力を有しますが、この点は、現行法と同様です(保証債務の付従性について定めた改正民法448条1項は、主債務者に対する債務免除があった場合に適用されると解されています。時効の中断(完成猶予及び更新)については、改正民法457条1項に定められています。)

以上

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。



弁護士 井出 ゆり

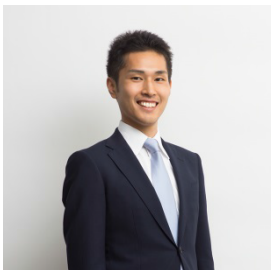
yuri.ide@amt-law.com

Tel: 03-6775-1105

Fax: 03-6775-2105

(*TEL・FAXは2018年5月7日より)

<https://www.amt-law.com/professional/profile/YRI>



弁護士 早川 晃司

kohji.hayakawa@amt-law.com

Tel: 03-6775-1309

Fax: 03-6775-2309

(*TEL・FAXは2018年5月7日より)

<https://www.amt-law.com/professional/profile/KIH>

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com